

福岡県知事 服部 誠太郎 様
福岡県教育長 吉田 法稔 様
福岡県警本部長 岡部 正勝 様

福岡県2023年度予算編成にあたっての県政への要望

県民福祉の向上、県民の安全・安心のための連日のご奮闘に、心から敬意を表します。福岡県2023年度予算編成にあたって、日本共産党福岡県議会議員団は、県民の切実な要求の実現、苦難の解決のために、以下のことを要望いたします。

後日、文書での回答をお願いいたします。

2022年12月2日

日本共産党福岡県議会議員団 高瀬 菜穂子
立川 由美

1、「海外で殺し、殺される国」づくり許さない。憲法を守り、県政に生かす。

要望 1

アジア政党国際会議（ICAPP）第11回総会は11月19日、地域の課題を解決するためには、「ブロック政治を回避」し、「対話と交渉」を行うことが「紛争解決への唯一の道」だと述べる「イスタンブール宣言」を全会一致で採択し、閉会した。わが党はこの会議に参加し、ロシアによるウクライナ侵略を厳しく批判するとともに、紛争を平和的に解決する枠組みをつくることを訴え、「イスタンブール宣言」にも反映された。

一方、政府の「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」が、11月22日に発表した報告書によれば、「反撃能力」＝敵基地攻撃能力の保有と増強が必要だとして、今後9年を念頭に、同能力を持てるようにしている。敵基地攻撃能力保有の重大な危険は、日本がどこからも攻められていないのに、アメリカが海外で戦争を始めた場合に、日本が安保法制＝集団的自衛権を発動し、敵基地攻撃能力＝『反撃能力』を使って米軍とともに相手国に攻め込むことにある。わが党として、アジア政党国際会議において確認された、紛争を平和的に解決する枠組みをつくる努力こそ、憲法九条を持つ日本が行うべきであると考えている。

知事は、地方自治を預かるものとして、日本国憲法 9 条を守り、生かす立場に立ち、憲法改定に等しい「安保法制」の廃止とともに、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回を政府に求めること。「敵基地攻撃能力」の保有について反対すること。

要望 2

航空自衛隊築城基地では、米軍普天間基地の「緊急時の機能移転」として、滑走路の延長事業や米軍用の施設建設がすすめられ、今年度末には滑走路延長を除き、米軍に引き渡される予定となっている。

軍事的緊張の拡大と悪循環をもたらす基地施設の強化に反対し、政府に対し撤回を申し入れること。

要望 3

航空自衛隊築城基地の滑走路延長に伴う環境影響評価は、県条例における手続きの第 3 段階「評価書案の作成」が公表された。この環境影響評価には住民が最も心配している「騒音」が当初から項目にない。防衛省は基地周辺 6 か所の現在の騒音について調査したのみで、低減策などは何ら示されないまま、騒音を評価項目に入れない姿勢を変えていない。

環境影響評価手続きの 4 段階目で、知事の意見を表明する際に、「騒音」を評価項目に入れ、低減策をとるよう防衛省に対し求めること。

航空自衛隊築城基地の「米軍基地化」が進めば、日米共同訓練の強化が予測される。騒音被害等を監視するため、福岡県に基地対策課を設置すること。あわせて、宮崎県新富町が行っているような騒音の監視体制をとること。

要望 4

自公政権が沖縄県民の総意を無視して名護市辺野古への米軍基地建設を力づくで押しつけようとしていることは、憲法と地方自治を踏みにじる暴挙であり、地方自治を預かる知事として、沖縄と連帯して、米軍基地建設反対、普天間基地の無条件撤去と基地のない沖縄の実現を国に求めること。

あわせて、名護市辺野古の米軍新基地建設に伴う埋め立てに沖縄戦犠牲者の遺骨が眠る県南部の土砂を使用することについて、撤回するよう政府に求めること。

要望 5

2021 年 6 月、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（以下、土地利用規制法）が成立した。政府は、自衛隊基地や原発など安全保障上重要な施設の周辺や国境の離島などの土地利用を規制する

と説明しているが、具体的な規制対象の区域や行為は、国会審議でも明らかにしなかった。政府による調査は、土地利用者の思想信条などにも及ぶ可能性があり、私権制限の危惧がある。政府は、土地利用法が指定する区域の不動産価格が下落する可能性を認めながら、補償の必要性を認めておらず、正当な土地取引が制約される恐れもある。土地利用規制法を廃止するよう政府に求めること。

要望 6

核兵器禁止条約が今年1月に発効し、人類の歴史上で初めて核兵器を違法とする国際法が確立した。日本世論調査会が今年6月～7月に実施した調査で、核兵器禁止条約に日本が「参加するべきだ」とした人が61%にのぼっている。地方議会による条約参加の意見書は645自治体（日本原水協調べ）となり、国内1788自治体の38%となった。

政府は唯一の戦争被爆国でありながら、核兵器禁止条約の署名・批准に背を向けている。全国で広島・長崎に次いで被爆者が多い本県知事として、同条約に署名・批准するよう政府に求めること。

2、反社会的集団である統一協会とのいっさいの関係を断つこと

要望 7

統一協会（世界平和統一家庭連合）について、不安をあおって物品の購入や献金をさせることなどに対し、「統一協会の組織的不法行為」を認めた判決が数多く出されている。統一協会が県の施策推進団体に登録していることについて、取り消しについてのルールを早急につくること。本県として、統一協会とのいっさいの関係を断つこと。

3、新型コロナ危機から県民の命と暮らし・営業を守るために

新型コロナウイルスの新規感染者数が増加傾向にあり、福岡県における病床の使用率も11月24日の時点で30.4%に上がり、警戒が必要な状況となっている。

先の感染拡大「第7波」では、8月第1週目の緊急搬送困難事案は福岡市と北九州市をあわせて288件（総務省消防庁発表）にのぼり、医療のひっ迫を招いた。自宅待機のまま亡くなる事例も報道されるなど、コロナ感染によって亡くなった方は2年間で2000人を超えており、本県として真剣に反省すべきである。「第8波」に備えるため、次のことを要望する。

要望 8

- ①「第8波」に備え、コロナ病床、宿泊療養施設に加え、大規模医療施設についても必要に応じ整備すること。新型コロナウイルス患者の入院を、重症や重症化リスクのある患者に限定する政府方針の撤回を求めること。
- ②PCR検査を、医療施設・介護施設・学校・幼稚園・保育園・学童保育クラブなどで働くエッセンシャルワーカーに頻回で行えるようにすること。
- ③政府に対し、ワクチンの安定的な供給を求めるとともに、希望する人に5回目の摂取がスムーズに行われるよう万全の措置をとること。また、接種しない人に対する差別が起らないように配慮すること。
- ④昨年からの物価高騰、光熱費の値上げで医療機関・介護事業所の経営が圧迫され、医療提供体制に多大な影響を及ぼしている。本県においても今年の9月補正予算で支援策が講じられたが、「十分な額とはいえない」との声が上がっている。医療機関・介護事業所への支援策を抜本的に拡充すること。
- ⑤新型コロナウイルスの感染拡大への対応による経費増や患者の受診控え、度重なる診療報酬のマイナス改定などで経営基盤が脆弱化している医療機関に、光熱費や食材費の高騰が追い打ちをかけている。このままでは、療養環境の維持、地域の医療提供体制にも影響が出かねない。福祉医療機構が7月6日に公表した6月の病院経営動向調査（回答数268医療機関）によると、前年度同時期（4～5月）に比べ、原油価格や物価高騰により「影響を受けている」と回答した施設は約87%となり、そのうち約54%が医業費用・サービス活動費用が前年上半期比で「5%以上増加見込み」と回答した。

医療現場は「補助金頼みの経営は非常に不安定」として、診療報酬で成り立つようなプラス改定の必要性を訴えている。感染「第8波」に備えた体制を構築し、医療の安全と質を高めるためにも診療報酬の引き上げを国に求めるとともに、医療機関への十分な支援を行うこと。医師・看護師をはじめとする医療従事者すべての待遇改善を図ること。
- ⑥コロナ禍で介護サービス利用者の利用控えによって生じた事業所の減収分について、公費による補填策を講じるよう国に求めること。また、新型コロナウイルス感染症対策で生じた経費について、上限を設けず、経費を実費（全額）補助する制度へ拡充するよう国に求めること。県内の入院体制のひっ迫により、コロナ陽性患者の留め置きを余儀なくされた介護施設に対し、実態に見合った支援策を講じるよう国に要請するとともに、県として支援を行うこと。
- ⑦高すぎる国民健康保険料を大幅に引き下げること。国に対し大幅な財政支援を求めるとともに、財政安定基金を活用するなどして独自に引き下げを行い、くらしの危機に直面している県民のいのちを守ること。傷病手当金をコロナ感染症対策に限らず、恒常的な制度とするよう国に求めること。また、被用者以外のフリーランス・

個人事業主も対象とすること。子どもの均等割の廃止を国に求めるとともに、本県として、少なくとも就学前の子どもについて均等割をなくすこと。

⑧保健所の職員の体制を強化すること。21 から 9 カ所に減らされた保健所はコロナ禍、深刻な状況に置かれたことに鑑み、新たな保健所を設置すること。

⑨感染から回復後の後遺症に関する相談及び医療体制を拡充すること。

⑩宿泊療養施設の入所者に対して、病衣の支給など、患者負担が起らないようにすること。自宅待機となった場合の生活物資送付については、一人世帯などに限定せず、必要な人すべてを対象とすること。

⑪長引くコロナ禍の中で、飲食をはじめ多くの事業所がぎりぎりの経営を迫られ、倒産廃業も相次いでいる。国に対し、持続化給付金、家賃支援給付金の支給を行うよう求めるとともに、県として十分な支援を行うこと。

中小企業向けに新型コロナ対策として実施した実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の残高は 2022 年度末で 42 兆円に達している。東京商工リサーチの調査では、「過剰債務が事業再構築の足かせになっている」中小企業は 35%に達した。新たな融資が受けられず、中小企業の資金繰り倒産・廃業が激増する恐れがあることから、「ゼロゼロ融資」をいったん債務から切り離し、「別枠債務」とする制度を創設するよう国に求めること。

⑫生活困窮者の命綱となっている「生活福祉資金」の特例貸付の延長を行うとともに、貸付・再貸付などにあたっては申請者に寄り添った対応を行うこと。返済免除基準は「住民税非課税」ではなく、少なくとも「所得税非課税」に引き上げるよう国に要請すること。生活困窮者自立支援金は、その対象も金額も大幅に拡充するよう国に求めること。住居確保給付金については、要件を緩和し、必要な人が受けられるようにすること。

⑬困窮する青年・学生への支援のため、学費の半減、給付制奨学金の大幅拡充、学生支援給付金を国に求めるとともに、県独自でも取り組みを進めること。

⑭子どものマスクについては、困窮世帯の負担が大きいことから、緊急に就学援助の対象とし、県の補助制度を設けること。

子どものマスク着用については、感染症予防と、児童・生徒の健全な成長・発育に与えるリスクとの両面について、教職員、児童・生徒、保護者に周知すること。あわせて、マスクを着用できない子どもがいることを周知し、マスク不着用の子どもと保護者の意思を尊重して差別や圧力が生じることのないように指導すること。子どもの心身への影響を明示したガイドラインを周知・徹底すること。

⑮文化芸術振興のため、コロナ禍で影響を受けた文化芸術団体等の実情を調査し、必要な支援を行うこと。「文化芸術復興創造基金」を創設し、広く文化芸術の振興を図ること。

4、不要不急の大型開発を見直し、被災地の復旧・復興、被災者支援に全力を。

要望 9

政府と本県は、「下関北九州道路」に調査費を計上している。本道路は、計画によれば小倉東断層近くを跨いでおり、安全性が危惧される。整備費は3,500億円と報道されているものの、関門海峡にはすでに数本の橋やトンネルがあり、採算の見通しは立たないとする。

危険かつ必要性が乏しい「下関・北九州道路」構想は撤回すること。本県として調査費の計上をやめること。

要望 10

2017年以降5年連続の豪雨災害を受けて、改めて、不要不急の大型開発の予算を見直し、防災・減災対策に必要な予算措置をおこなひ、スピードを上げて取り組むこと。

また、西日本豪雨災害と2019年の台風15号、19号、21号にともなう甚大な被害を受けてダムの事前放流を含む流域治水が強調されている。県が管理している52水系の内、河川整備計画が策定されているのは17水系にとどまっている。河川整備を急ぐこと。

要望 11

防災、減災の財源としては、全国知事会が国に要望しているように自由度の高い施設整備交付金の創設など地方において主体的、計画的に取り組むことができる新たな財政支援制度の創設を国に求めること。また、緊急防災・減災事業債の恒久化、起債事業のさらなる拡大および、要件緩和など起債制度の拡充を引き続き国に求めること。さらに、2021年から始まった「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」の活用を進めること。国が2020年度より進めている「緊急浚渫特別推進事業」を思い切って活用し、遅れている全県の河川の浚渫事業を抜本的に強めること。

要望 12

被災者生活再建支援法については、全国知事会も要求しているように支給限度額を500万円に引き上げること。国は半壊にも支援ができるように法改正をすることになったが、これに合わせて県の独自支援を見直すこと。

また、災害の規模によって国による支援策が異なっているが、被災者の痛みは全国

どこでも同じである。繰り返し起こっている地域に対して、被災規模によらず、被災者に寄り添った見直しを国に求めること。

要望 13

商店街や住宅密集地における大規模火災に対して、県としての支援制度を創設すること。

要望 14

農地・農業用施設の災害復旧は、国は被害額 40 万円以上を補助対象としていることから、40 万円以下については市町村、又は個人の負担となる。本県の豪雨災害では、多くの被害が中山間地で発生しており、小規模農家が圧倒的に多い。被災した農家が農業を継続しようとする場合、極力、農家の負担が発生しないようにすること。

国へ、補助対象の被害額引き下げと補助率の引き上げを強く働きかけること。あわせて、農業を続けるための施設復旧・改修の補助対象を1戸以上にするよう要請すること。

要望 15

近年の豪雨災害は、かつてない人命の被害をもたらしたが、その原因の多くが山崩れ、崖崩れ等に起因している。山崩れ、崖崩れ等の土砂災害の復旧・復興にあたっては、自然崖を対象としてきたが、北九州市等、都市部の土砂災害は人家が密集する急斜面の人工崖等で多発している。

自力復旧ができない箇所が増しているなかで、二次災害を防ぐためにも、人工崖も対象となるように国に働きかけると共に県単独の土砂対策事業の対象とすること。

要望 16

県が行った、「盛り土による災害防止に向けた総点検」で判明した是正措置が必要な盛り土について、早急に対応すること。悪質な盛り土については早急に行政指導を行うこと。

要望 17

最近の異常気象は、過去の経験では想定し得ない雨量をもたらし、一級河川でも危険水位を度々こえている。国、県及び関係自治体が連携を密にし、排水ポンプの能力アップと河川（国、県を問わず）の整備、関係市町村の雨水処理対策等、必要な浸水対策を講じること。

県が行っている「流域治水」について、国や自治体と検討している内容や進捗を明らかにするとともに、対策を急ぐこと。

要望 18

毎年のように大規模災害が発生するという異常気象のもとで、社会インフラ整備は、新規開発中心から防災や老朽化対策へ、根本的転換をはかること。

県内に1万3000箇所以上ある土砂災害危険箇所のうち、特に緊急を要する土砂災害危険箇所5,571カ所に対する未整備が、80%程度と大幅に遅れている。予算の配分を抜本的に増やし、整備（砂防対策、地滑り対策、急傾斜地崩壊対策）を急ぐこと。また、今後の整備計画について具体的に明らかにすること。

国に対して、予算を抜本的に増やすよう求めること。

要望 19

「小規模事業者持続化補助金」の上限額は、熊本地震のときの200万円に対し、2017年の九州北部豪雨では100万円に抑制された。一業者あたりの被害額で見れば、熊本地震の時と差異はない。国に対し、補償上限額の抜本的な引き上げを求めること。

また、地域経済を支える商工業者の事業の継続、早期再開は、町や地域の維持存続に関わる問題である。被災商工業者が何よりもとめている施設・設備の復旧を後押しする直接支援の創設を国に求めること。その他に、今後、災害が発生した場合には、既存の制度である「なりわい再建補助金」を活用するとともに、自治体連携型補助金制度を有効活用すること。

5、県民のくらし第一で地域経済に好循環を取り戻す

(1) 賃上げと安定した雇用の拡大で物価高騰対策を

要望 20

わが党の物価高騰対策として、大企業の内部留保へ時限的に課税し、中小企業を支援して賃上げを行うことを提案している。その際、賃上げや気候変動対策に内部留保を活用した場合には課税の対象から控除することもあわせて提案している。物価高騰対策のためにも、景気回復のためにも、個人消費を拡大する必要があることから、全国知事会も要望している全国一律最低賃金を実現するよう国に求めること。中小企業への支援策を十分に行い、時給1500円をめざす取り組みをすすめること。

最低賃金引き上げのための業務改善助成金の条件緩和や上限の引き上げを、国に求めること。

要望 21

全労連の調査では、全国どこでも生計費はほぼ同額であることが示されている。同一労働同一賃金の立場から、現行の給与を引き下げることのない形で、地域手当の是正をはかるよう国に求めること。

要望 22

公務から民間への業務委託が広がる中で、「中抜き」を許さず、適切な賃金が支払われる仕組みが求められている。庁内勉強会の経過を明らかにし、適切な賃金が支払われるようにすること。「官製ワーキングプア」をなくすためにも、県内でも実施している自治体もあることから、県として公契約条例を早期に制定すること。

国に対して公契約法の制定を求めること。

要望 23

建設関係では、設計労務単価が大きく引き上げられたにもかかわらず、末端の大工職などでは賃金はほとんど変わっていない。現状における県の取り組みは不十分であり、公契約における労働者の賃金実態調査を行い、現状を把握したうえで、元請けなどへの指導を行うこと。

要望 24

本県の非正規雇用で働く労働者は、労働者全体の4割を超えているといわれている。県として非正規雇用労働者の実態を把握すること。

派遣労働は臨時的・一時的業務に限定し、正社員の派遣への置き換えをなくすよう、労働者派遣法の抜本改正を国に求めること。

また、有期労働契約が更新され通算5年を超えたときに、労働者の申し出により、期間の定めのない雇用に転換できる「無期転換ルール」について、引き続き十分な周知と適正な運用に努めるとともに、6か月以上の無契約期間があれば、無期転換の権利が消滅する問題について国に対し、改善を求めること。

要望 25

コロナ禍で仕事がなく、働かなければ生活できない高齢者が増加している。県として、就労困難な高齢者・長期失業者などの就労対策として、県独自に高齢者・無技能労働者の雇用を創出すること。

要望 26

財政難を理由に県職員の定数を抑制してきたが、コロナ対策や災害時の対応では、保健所をはじめとして、過労死ラインを超える労働実態が指摘されている。十分な住

民サービスを保障するためにも、これ以上の定数削減は行わず、必要な人員増をはかること。

公立学校では、小学校で3割、中学校で6割の教員が過労死ラインを超える長時間労働を強いられており、コロナ禍、さらなる労働強化となっている。「変形労働制」の導入を行わず、教員の長時間労働解消のための実効性ある対策、とりわけ正規教員を増やすよう引き続き国に求めること。

会計年度任用職員は、正規職員と同じ公務員として、専門的・恒常的な公務公共サービスを担っていることから、待遇の改善を行うこと。

(2) 緊急に消費税を5%に減額し、税制と経済の民主的改革で財源を生み出す

要望 27

消費税率が10%に引き上げられ、消費が落ち込んだところへコロナ禍と物価高騰が襲い、とりわけ中小企業の経営と暮らしを直撃している。社会保障の財源といいながら、病床削減の財源にもされており、消費税は社会保障充実に逆行する使い方さえされている。コロナ禍、世界約100か国が、消費喚起のため「付加価値税」を減税または減税の予定であり、専門家・与党議員からも消費税減税の声が上がっている。県として、消費税減税を国に対し強く要求すること。

あわせて、「応能負担原則」にたった税制改革、経済を内需主導で健全な成長の軌道に乗せる経済改革の実行を国に求めること。

要望 28

2023年導入予定の「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」は、フリーランス、中小零細企業にとっては多大な負担をもたらすものとなり、経営が続けられない深刻な事態が多数発生することが予測される。中小企業振興条例の趣旨からも、実情をよくつかみ、国に対し制度の中止・延期を求めること。また、所得税法56条の廃止を求める意見を国に提出すること。

(3) 地域経済の好循環をもたらす産業政策に転換する。

要望 29

長引くコロナ禍と物価高騰のなかで、中小企業基本法や中小企業基本条例を踏まえ、県の中小企業対策を、強いところだけを応援する従来の「選択と集中」路線から、中小企業全体を視野に入れた振興・支援策へ転換すること。

①中小企業の商品開発、販路開拓、技術支援、後継者育成などの「振興」策と、大企業や大手金融機関の横暴から中小企業の経営を守る「規制」策を、中小企業政策の「車の両輪」として実行すること。

②市町村と協力して、すべての中小企業を視野に調査をおこない、その力と可能性を引き出すきめ細かな支援策を実行すること。

要望 30

福岡県の空き家率は、2018年の土地・住宅統計調査によれば12.7%となっており、年々上昇している。全国に広がっている住宅リフォーム助成制度は耐震化や省エネなど良質住宅を増やし、空き家を減らすとともに、15倍の経済波及効果を生んでいる。住宅リフォーム助成制度を行っている市町村を支援する制度を創設すること。

「空き家対策特別措置法」にもとづき、対象物件に対する適切な対応を進めるとともに、老朽家屋等除去促進事業の進捗と実績を明らかにし、国に助成制度の予算増額を求めること。

要望 31

公共施設の耐震化を急いで完了させること。耐震性を満たさない住宅の数を明らかにするとともに、耐震改修の支援制度を拡充し、2025年の耐震化完了目標をできる限り早めること。

要望 32

県として農林漁業を基幹産業と位置づけ、地域経済を活性化する柱として振興するために、以下のことを要望する。

①「TPP11」や日米貿易協定（FTA）、日欧経済連携協定（EPA）、日英EPAからの撤退を国に要求すること。

②本県の2020年度の食料自給率は、カロリーベースが17%、生産額ベースが36%であり、全国順位はともに第38位となっている。食料自給率を引き上げることを目標にすえ、価格保障・所得補償、後継者支援、生産者と消費者の連携、地産地消など、農林漁業の振興にとりくむこと。家族農業を推進するとともに、物価高騰に見合う支援を行うこと。

本県の新規就農者は毎年400人弱となっているが、一方、高齢化などにより離農が2000人を超え、農家の減少に歯止めがかかっていない。そこで新規就農者に対する就農給付金などの充実を国に求めるとともに、市町村が独自に行っている就農助成に対し県も支援すること。就業後の財政的支援（給付金の増額や期間の延長）を強めること。

③余剰米の買い上げを行い、生活困窮者に配布すること。

④森林整備については、国の予算を抜本的に増やすよう求めること。その際、国民に広く負担を求めている国の「森林環境税」や、県民に一律に課税している森林環境

税は廃止し、森林の整備等に必要な予算は森林が持っている多面的機能を考慮し、一般財源で十分な予算措置を行うこと。

- ⑤放置竹林対策、鳥獣被害対策の進捗を明らかにするとともに、予算を抜本的に増額すること。猟友会の担い手を増やすための予算措置を行うとともに、報酬単価を引き上げること。

要望 33 漁業対策について

- ①自公政権の「水産改革法（漁業法等改定案）」は、漁民の共同を基本に営まれてきた沿岸漁業と水産資源管理などを「漁業の成長産業化」の名で企業利益を優先する方向に変えるものである。県として国に対し「漁業法等の改定」の撤回を強く求めること。

②国営諫早湾干拓事業について

県として、国に対し、和解協議のテーブルに着くよう、求めること。潮受け堤防を一刻も早く開門し、有明海の環境変化の原因を究明し、干潟と有明海の再生など漁場の保全・改善を国に迫ること。併せて県として行なっている「覆砂事業」等を費用対効果を含めて検証し、かつての豊かな海を取り戻すため全力をあげること。

（４）公共住宅や公共交通、ごみ処理について

要望 34 県営住宅・住宅供給公社について

- ①老朽化した県営住宅の建て替えや長寿命化計画を促進するとともに、居住者のニーズを反映した多様な住宅改善を行うこと。低所得者や高齢者、障がい者、子育て世代、若年者など住宅確保困難者の需要を充足する県営住宅を確保するため、空室の改修を進め新規建設も行うこと。また、風呂場の換気扇等の設置や結露よるカビ発生などの除去を行うこと。網戸などは自費で設置するのではなく、備え付け品として設置すること。
- ②住宅の建て替えについては、住民と協議の場を持ち、住んでいる方の意見が反映されるようにすること。特に相談の多い駐車場の問題については、近年の高齢化をみても介護車両が乗り入れしやすい工夫や共有駐車場を確保する手立てなど、県として柔軟な対応を行うこと。
- ③住宅供給公社についても、老朽団地の建て替えや改修の計画を明らかにすること。空き家率を引き下げするために、改修や家賃の引き下げを行うこと。

要望 35 住民の足をまもる施策について

- ①すべての「交通難民」を解消する構えで、市町村のコミュニティーバス等への県の助成制度や、生活交通バス路線維持のための補助金を拡充すること。あわせて、市

町村と協力して、県民生活の足を守り、地域での生存権を守る、総合的な生活交通対策を策定し、公共交通を担っている事業者に対し、その協力を強く求めること。

- ②JR、西鉄等の事業者が赤字の解消や運転手不足を理由に減便、廃線の動きを強めている。県内を広域に結ぶ基幹路線については維持に努めること。
- ③JR が駅員の配置を削減しているもとの、障がいを持った方の移動が困難になっている。JR へ働きかけを行い、その結果を明らかにすること。
- ④福岡市で取り組まれているようなバス・タクシーなどにも使える高齢者乗車券の制度を全県に広げるため、県としての助成制度をつくること。

要望 36

ごみの“焼却中心主義”から脱却し、ごみの発生抑制、減量・リサイクル化などをすすめること。

要望 37

有害物質が混入した安定型処分場や、土壤汚染処理施設、産業廃棄物の不法投棄とそれによる環境汚染に歯止めをかけるために、県が徹底した立ち入り検査を実施し、違反者への厳格な監督と行政処分をおこなうこと。また、不法投棄のルートと関与者の解明、違反者など排出者の責任による撤去を実施させること。

6、「自己責任論」にたった社会保障壊しに反対し、権利としての社会保障を実現する

要望 38 国民健康保険制度について

- ① 国民健康保険は2018年度より県が市町村と共同で保険者となったが、低所得者が多く高齢者の割合が高いという構造的課題はそのままであり、公費拡充が行われてもなお、保険料(税)の値上げが行われている。国に対し、公費投入を抜本的に拡充することと、法定外繰り入れ解消の指導をやめるよう求めること。あわせて子どもの均等割を撤廃するよう求めること。県として独自に予算措置を行い、子どもの均等割の負担をなくすこと。
- ② 滞納処理は、2021年度で12,673世帯、金額は21億円余に上っている。滞納処理に当たって、法令を遵守し、生活困窮に陥らせることがないように市町村を指導すること。
- ③ 資格証明書発行によって「医療を受ける権利」が脅かされる事態はあってはならない。「特別な事情」がある場合には本人の申し出により、短期保険証に切り替えるよう指導すること。その際に滞納額の一部納入を条件としないこと。無保険には速やかに保険証を発行し受療権を保障するよう各自治体へ書面で通知すること。

- ④ 保険料(税)の滞納を生活困窮のシグナルとして捉え、生活再建のための支援を総合的に行う施策を講じること。滋賀県野洲市や宮城県多賀城市で行われている生活再建を目指す施策を行う自治体が増えるよう県として取り組むこと。
- ⑤ コロナ禍における国保法 77 条減免制度を恒久的制度とするよう国に求め、財源措置を要求するとともに、自治体と連携して制度の恒久化をすすめること。
- ⑥ 国保法 44 条の適用は、77 条減免と比較しても極めて少ない現状がある。一部負担金を払うことに躊躇し医療機関にかからず、重症化するケース、死亡するケースも発生していることから、県のホームページを含め、わかりやすい形での周知を行い、各自治体に対して、制度の活用について積極的に広報するよう求めること。
- ⑦ 2020 年 6 月末における本県の在留外国人は約 8 万人とされている。3 ヶ月を超えて在留する際は国民健康保険の対象となることを周知すること。外国人の保険への加入状況を調査し、無保険になることがないよう手立てをとること。

要望 39 無料低額診療について

- ①国保法 44 条の適用がわずかであるのに対して、無料低額診療事業の利用者は毎年延べ 40 万人以上にのぼる。無料低額診療事業の要件を緩和するよう国に求め、実施機関を増やし、無料低額診療事業の空白地域をなくすこと。
- ②自治体のホームページでの広報とともに、国民健康保険、生活困窮者窓口、福祉事務所、民生委員などへの周知、就学援助や児童扶養手当等の周知の際にも、無料低額診療制度と実施機関等の周知を合わせて行うこと。
- ③本事業を調剤薬局にも適用を拡大するよう国に求めるとともに、県として助成制度を創設すること。

要望 40 後期高齢者医療制度について

- ①本県における後期高齢者医療制度の保険料は全国でもトップクラスとなっており、大きな負担となっている。直近 2021 年度の余剰金は 160 億円であり、運営安定化基金 125 億円と財政安定化基金 62 億円を積み立てている。これらの財源を活用して保険料の引き下げを行うこと。
- ②また、後期高齢者特定検診の受診料を無償化すること。
- ③窓口負担 2 倍化を中止するよう国に求めること。

要望 41 介護保険について

- ①介護保険については、高すぎる保険料に加え、利用料の負担増、介護サービスの対象を縮小するなど、改悪と負担増が繰り返され、「保険あって介護なし」の状況が生じている。介護保険の原点である「家族介護から社会的介護に」の理念に立ち返

り、すべての要介護者が必要なサービスを受けられるようにするとともに、保険料軽減措置の抜本的拡充を求めること。

- ②2021年8月から実施された補足給付の見直しにより、「施設にいられなくなった」「高すぎて負担できない」などの声が上がっている。国に対し制度の中止を求めること。少なくとも資産要件を設定した2014年以前の水準に戻すよう国に要請すること。
- ③介護人材の確保について、実効性のある施策を講じるよう国に対して求めるとともに、県として独自策を講じること。介護職の賃金が少なくとも全産業平均となるよう、抜本的な処遇改善を行うこと。

要望 42

入院給食費が引き上げられ、大きな負担となっている。そもそも治療食である入院給食費に自己負担が生じることが問題であり、それがさらに高額になっていることは受療権の侵害にもつながる。国に対し、入院給食費引き下げの要求を行うこと。

要望 43

公立・公的病院の再編・統合をすすめる「地域医療構想」の推進方針の撤回・中止について国に対し強く求めること。コロナ禍において公立・公的病院は大きな役割を果たしたことから、高度急性期や急性期病床の削減を行わないこと。地域医療や専門医療を担っている公的病院の再編廃止については断固反対すること。

要望 44 生活保護について

- ①困窮する人がためらわず生活保護の申請ができるよう、申請者の立場に立った、わかりやすいホームページやチラシをつくること。
- ②「扶養照会」は義務ではないことを徹底し、申請者が望まない扶養照会を行わないこと。
- ③生活保護担当者は専門職と位置づけ、保護制度の熟知や人権侵害等について十分な研修を行うとともに、困難な生活実態に寄り添える職員配置を行うこと。ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにすること。社会福祉主事有資格者の積極的採用で複数配置を行うこと。
- ④生活保護受給者の医療証について、保険証なみのサイズにすること。県内の自治体でサイズを統一すること。

要望 45 障がい者施策について

- ①障害者自立支援法違憲訴訟団と国が結んだ「基本合意」（2010年1月）から12年が

経過した。国は、障害者自立支援法を廃止してそれにかわる障害者総合福祉法制を審議した総合福祉部会の「骨格提言（2011年8月）」を尊重すべきにもかかわらず、政府は障害者との約束を破り、自立支援法を廃止するどころか、一部の手直しで障害者総合支援法を成立させている。

障害者総合支援法を見直し、「基本合意」「骨格提言」にもとづく障がい者福祉法の制定とともに、応益負担は廃止し、障がい者の福祉・医療を無料にするよう引き続き国に求めること。「障がい者差別解消法」が実効性のあるものとなるよう財源措置などを求めること。

- ②障がい基礎年金の支給額を増額するなど、制度の改善を求めること。
- ③障がい者が65歳になると原則介護保険制度優先が適用されているが、円滑なサービス利用とはなっておらず、この制度の廃止を求めること。
- ④重度障がい者医療費給付制度の所得制限をなくすこと。精神障がい者医療給付制度について、精神障がい者手帳2級まで対象とすること。

要望 46

高齢者の補聴器助成制度は、すでに実施している田川市をはじめ、小竹町、大刀洗町、みやこ町など県内で助成する動きが広がっている。生涯現役社会に取り組んでいる本県として、認知症予防対策の一環としても、必要とする高齢者が補聴器を購入できるよう、助成制度を創設すること。

要望 47 看護学生と養成校に対する支援について

コロナ禍において看護学生の状況は深刻である。看護師不足が続く中、看護師を目指す学生の支援は行政の責任でもある。以下、看護学生と養成校に対する支援を求める。

- ①経済的に困窮している看護学生に学生支援給付金を支給するよう国に働きかけるとともに、県としての制度をつくること。
- ②看護学生に対する経済的支援として、就学資金貸付だけではなく、給付型奨学金制度を創設すること。
- ③養成校に対する感染予防対策費の支給を行うとともに、養成校の種類を問わず、学費の減免などができるよう経済的な支援を行うこと。

7、すべての子どもの豊かな成長を保障する教育と子育て支援を実行する。

- (1) 教育への権力的介入・支配の道開く教育委員会制度を見直すこと。

要望 48

教育委員会が子ども、保護者、住民、教職員の声をきちんと受け止め、それを教育行政に反映させるため、教育の政治介入につながる教育委員会制度を見直すこと。憲法が保障する教育の自主性、自立性、自由を擁護し、それを生かした民主的教育改革をすすめること。

(2) 「子どもの貧困」に対する実効性のある緊急対策を求める。

要望 49

親などが貧困の状態ですぐに育つ18歳未満の子の割合を示す、日本の子どもの貧困率は13.5%、約7人に1人の子どもが「貧困ライン」（その国の平均的所得の半分以下の所得しかない家庭の子どもの割合）を下回っている。「子どもの貧困」を加速させている雇用破壊や消費税増税、社会保障解体、子どもをもつ生活困窮世帯を追い詰める生活保護費削減や就学援助の縮小、ひとり親世帯への児童扶養手当のカットなど、逆行した政策を中止し、子育てを応援する政治へ転換することを国に求めること。

要望 50

「子どもの将来がその生まれ育った環境で左右されることのない」ことを掲げて成立した「子どもの貧困対策法」をふまえ、県として責任を持って貧困の実態調査を行なうこと。結果や進捗を公表し、当事者や支援団体の協力も得ながら、貧困の解決のための体制を整備するなど、子どもの貧困解決へ県をあげたとりくみを行うこと。

要望 51

国に対して、批准した国際人権規約にのっとり、高等教育の学費を段階的に無償化することを求めるとともに、給付制奨学金の抜本拡充を行い、授業料・入学金の減免制度の縮小を行わないよう国に求めること。

また、県奨学金制度が基準通りに執行されるよう予算措置を図るとともに、県独自の高校生・大学生への給付制奨学金を創設すること。物価高騰が続くなか、本県として、静岡県が行ったような困窮学生への一時金給付を行うこと。

県立大学の学費減免制度を拡充すること。

要望 52

私学助成の拡充を国に求めるとともに、私立高校生への県独自の助成金の拡充を行い、教育条件の公私間格差を是正すること。

私立高校の入学金について助成を行い、公立高校なみにすること。県の入学支度金制度の対象を非課税世帯まで拡充すること。

要望 53

子どもたちの健やかな成長を保障し、保護者の医療費の負担を軽減するために、子ども医療費支給制度の支給対象年齢を通院・入院ともに18歳まで拡充すること。あわせて、「子ども医療費助成」「ひとり親家庭医療費助成」「重度心身障害者医療費助成」の所得制限や一部自己負担を撤廃すること。小学生以下に対する政令市への県の補助率を現在の4分の1から一般市町村並の2分の1に引き上げること。

要望 54

義務教育無償の原則にも関わらず、無償の対象は授業料や教科書代などに限られ、制服代、ドリル代、修学旅行積み立てなど義務教育段階の家計負担はあまりに重すぎる。義務教育にふさわしく家計負担の解消をめざし、段階的に家計負担の引き下げをすすめること。

高校生の学校納付金や学用品、通学費の負担の実態を調査し、必要最低限となるよう見直すこと。県として妥当性について検証すること。

要望 55

文部科学省が2017年度に行った給食費無償化実施状況調査では、全国1740自治体のうち、小・中学校両方で無償化を実施している自治体は76であった。

この間、子育て支援や物価高騰対策として、学校給食の無償化が広がっている。群馬県では17年度の8自治体から14自治体へ、山梨県では2自治体から11自治体へと大きく増えている（2020年4月時点）。千葉県では第3子から無償化を始め、青森市では小・中学校の学校給食の完全無償化を始めた。

本県として学校給食費の無償化を目指し、軽減措置を行った市町村に対し、県として財政支援を行うこと。

要望 56

「生理の貧困」をなくすため、就学援助の対象に生理用品を加えること。公共施設や小中学校、県立学校のトイレに生理用品を備え、自由に受け取れるようにすること。

要望 57

フードバンク、子ども食堂など民間の食料支援の取り組みに、助成や場所の提供などの公的な支援を行うこと。

要望 58

国に対し、就学児以上の窓口無料化を行う市町村に対する予算カットのペナルティをやめるよう求めること。県として国庫負担減額分を補てんすること。

要望 59

視力が悪化している子どもが増えていることから、子どものメガネを就学援助の対象とし、県の補助制度を作ること。

(3) 全学年での少人数学級の早期実現や教員の正規化など、教育条件を整備する。

要望 60 少人数学級について

- ①すべての学年で少人数学級を早急に実施し、すべての子どもたちにしっかり向き合えるだけの正規教員を大幅に増員すること。
- ②病休代替は常勤講師を配置すること。
- ③ 教職員確保のため介護休暇取得後に、休職制度を創設すること。

要望 61

学校統廃合路線を見直し、小規模校のよさを生かす支援を強めること。また、「小中一貫校」の現状を検証し、5・6年生の成長を保障する「6・3制」の良さを生かせる支援を強めること。

要望 62 学力テスト・体力テストについて

- ① 競争的な教育のゆがみを生んでいる「全国・学力学習状況調査」は抽出で行うこととするよう国に求めること。子どもたちが連帯して助け合いながら、自分たちの人間性と知的能力をともに伸ばす方向に転換すること。また、県独自の「学力テスト」を中止すること。
- ② 体力テストについては、平均を上げるための異常な取り組みにならないよう指導すること。体力テストのために、本来の体を動かすスポーツを楽しむ時間が削られることのないようにすること。

要望 63 特別支援教育について

特別支援学校や特別支援学級などに在籍する子どもたちが急増している状況に鑑み、特別支援教育の一層の充実を図ること。現在の劣悪な条件を改善するために、次のことを要望する。

- ① 文部科学省は2021年9月、障害のある子どもが通う特別支援学校の設置基準を初めて制定した。学級の上限人数や校舎面積、備えるべき施設などの設置基準は2023年4月1日から施行される。福岡県は現在、新たに3校を開設する予定であるが、

文部科学省の設置基準にてらして特別支援学校を充実させること。既存の特別支援学校についても新たな設置基準を順守できるよう施設整備を行うこと。

②国に対し、特別支援学校の建設費補助金を現行の2分の1から3分の2にするよう要請すること。また、学校建設にPFI手法の導入をやめるよう国に求めること。

③通級指導教室の条件整備を抜本的に強化すること。具体的には、次のことを要望する。

㊦ 国により基礎定数化が図られているが、1人の教員で何十人もの子どもを指導する事態は解消されていない。市町村からの要望に応え、教室を充実すること。

㊧ すべての学校に教室が設置されているわけではないため、送り迎えの条件がなければ、希望しても教室に通わせることができない。子どもの送迎のために仕事をやめざるをえない保護者もでている。設置校を増やすとともに、巡回型による通級指導の実態を明らかにするとともに、さらなる充実をおこない、行政の責任で学びを保障すること。

㊨ 2018年度から始まった高校の通級指導教室については、小中学校と連携し、周知を行うこと。現在の生徒数を明らかにするとともに、国に対し、十分な人的配置を求めること。私学の生徒についても、受け入れを検討すること。

④特別な支援を必要とする子どもを受け入れている私学幼稚園、高校に対する支援の実績を明らかにするとともに、補助金の増額など必要な支援を抜本的に充実させること。

要望 64

文科省は各都道府県と政令指定都市に1校以上の公立夜間中学の設置を促しており、福岡市は2022年度に公立夜間中学を設置した。県立の夜間中学をつくることを視野に検討を行うこと。不登校や外国籍の方など様々な教育ニーズを調査し、県内に少なくとも3か所の夜間中学を設置すること。

要望 65

ジェンダー平等、リプロダクティブヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に基づく科学的な性教育、互いを尊重しあう人間関係を築くための考え方やスキルを身につけることについて、現行の学習指導要領では不十分である。ユネスコの国際的セクシュアリティガイダンスに示された包括的な性教育を取り入れること。

要望 66

文部科学省が全国の国公私立の小中高校などに出した、同性愛や性同一性障害などを含む性的マイノリティ（LGBTQ）の子どもについて配慮を求めた通知について、教職員や子どもが理解を進めるよう引き続き支援すること。

要望 67

不登校の割合がこの間再び急増し、2012年から2020年の10年間で1.9倍となり、過去最高を記録した。学校が子どもにとって息苦しい場所となっていることを示している。子どもたちの学ぶ権利を保障する立場から、すでに直接支援を行なっているフリースクールやフリースペースなど学校以外のさまざまな学びの場所に対し、公的支援を拡充すること。不登校の生徒を支援するため、通常の学校と同じ学習を受けられる「不登校特例校」を設置すること。

要望 68

学校給食のパンからグリホサート残留農薬が検出されている。学校給食の地産地消をすすめる観点から、県産小麦の使用、米飯を増やすこと、米粉パンの普及などを更に進めること。

要望 69 学童保育(放課後児童クラブ)について

コロナ禍、保育所とともに必要不可欠とされた学童保育について、指導員の処遇改善や運営に対する支援を求める。

- ①「放課後児童健全育成事業(学童保育)」の充実に向けて「最低基準の改善」や「補助単価の更なる引き上げ」を国に求めること。子どもの安全確保、情緒の安定、感染対策の観点からも、大規模学童保育を解消すると同時に、「概ね40人以下」とされている1支援単位の定員を大幅に改善し、指導員を専任・正規で複数配置できるよう財政措置を行うこと。
- ②障がい児など配慮を要する児童受け入れに対する財政措置は1人以上を対象とし、増額を行うこと。
- ③保護者の負担軽減に向けた予算確保および「放課後児童クラブ利用料減免制度」の拡充を行うこと。全国一律の制度として利用料無償化制度の創設を国に求めること。
- ④指導員の資格取得や資質向上研修については、代替体制経費や資格取得・研修経費を確保し、全指導員に機会を与えること。放課後児童健全育成事業を周知し、十分な活用をはかるとともに、制度の拡充をはかること。

(4) 県内のすべての子どもに、必要な教育・保育を等しく保障する。

要望 70

県内のすべての子どもに、就学前に必要な教育・保育を等しく保障するために、以下のことを要望する。

- ①待機児童を解消するため、

認可保育所を増設すること。

②年収 360 万円以上の世帯では副食費の実費徴収が始まっているが、秋田県のように市町村を助成し、完全無償化を実現すること。

③ 県内の届出保育施設 388 施設のうち、160 施設が指導監督基準を満たしていないが、県として引き続き基準を満たすよう支援するとともに、認可保育所に移行できるようにすること。

④保育士の月収が全産業の平均より低い劣悪な待遇を、直ちに改善すること。公定価格を抜本的に引き上げるよう国に要望すること。

⑤私立幼稚園の経営安定、教育条件改善のため、経常費補助の増額を行うとともに、教師一人あたりのクラス人数を減らし、ゆき届いた教育になるようにすること。

(5) ICT 教育は子どもの発達と健康を第一にすえ、条件整備を含め対応すること

要望 71

タブレットは義務教育段階では無償となっているが、破損時の修理代や自宅で使う場合の通信費は様々となっていることから、保護者負担を生まないようにすること。タブレットや通信環境の更新費用の負担を国に求めること。

要望 72

授業の質は、教員自身の深い教材研究や、子どもどうしや子どもたちと教員との生きたやりとりで向上するものであり、ICTはその補助に過ぎない。タブレット使用が自己目的化しないようにするとともに、どう使うかは個々の教員にゆだねること。

要望 73

コロナ対策に加え ICT 導入の実務まで教員の負担となれば、教員の多忙化はいつそう深刻化する。国は ICT 支援員を 4 校に 1 人配置するとしているが、各学校に 1 人配置できるよう、財政措置の拡充を国に要望すること。

要望 74

多くの専門家が ICT によるネット依存症などの健康被害を指摘している。ICT の使用によって、深く考えることが阻害されると指摘する研究者も少なくない。ICT 活用と人間の発達、健康への影響を把握し、適切な活用をはかること。

要望 75

文部科学省は、「教育データの蓄積、分析、利活用」を強調しています。子どもの属性、家庭状況、学習評価、行動記録、保健、学習履歴データなどを、教育ビッグデ

一タとして蓄積しないようにすること。仮に蓄積する場合は、生徒が高校を卒業する際に消去すること。

8、気候危機打開へ、2050年CO2実質ゼロ宣言と一体に循環型地域経済を。

(1) 省エネと再エネで、2030年までにCO2を50%~60%削減する具体的な計画を。

世界の平均気温の上昇を産業革命前に比して1.5度までに抑え込むため、温室効果ガス排出を2030年までに2010年比で45%削減し、2050年までに実質ゼロにできるかどうか人類の未来がかかっている。しかし、日本政府の2030年までの削減目標は2013年度比46%となっているが、2010年比では42%と低く、石炭火力や原発にしがみつき、内外から厳しく批判されている。こうしたもとで、本県としても2050年温室効果ガス排出ゼロを宣言したが、2030年までの目標値は国と同じであり、その本気度が問われている。そこで、次の通り要望する。

要望 76

環境エネルギー政策が専門の「未来のためのエネルギー転換研究グループ」に福岡県分の試算を依頼したところ、今の技術の普及で、CO2を2030年には56%~60%削減でき、2050年には93%削減できるとの結果を得た。本県作成の産業連関表などを用いた試算では、2030年まで年間56,600人の雇用と年間7900億円の地域経済効果があるという結果であった。省エネと再エネの予算を抜本的に拡充し、CO2の排出量削減に取り組むこと。

本県における2030年までの温室効果ガスの削減目標を思い切って引き上げ、2030年までに50%~60%とすること。

要望 77

福岡県地球温暖化対策実行計画における、県内4つの地域それぞれの削減目標と計画を明らかするとともに、目標を引き上げること。目標達成のための支援を行うこと。

要望 78

大規模事業所におけるCO2削減の働きかけの結果を明らかにするとともに、CO2削減を重ねて要望すること。

(2) 原発に依存しないことを前提に、再生可能エネルギーの大規模な普及と開発を。

要望 79

日本における CO2 排出量について、環境省の「2020 年度の温室効果ガス排出量」によれば、電気・熱配分前は発電所(エネルギー変換)が 40%でトップとなっており、電力分野が CO2 削減の成否を握っている。にもかかわらず、日本政府は石炭火力に固執し、COP 26、COP 27 の開催時に連続して化石賞を受賞するという不名誉な結果となった。

福岡県は再生可能エネルギー発電設備累積導入容量の目標を 2026 年までに 405 万 kW としており、2021 年の導入容量は 299 万 kW と当初の予定を上回った。

本県における年間の電力使用量や 1 日あたりの最大電力使用量を明らかにするとともに、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換を促進し、2030 年までに電力の 50% を再生可能エネルギーでまかなうこと。

要望 80

政府の「第 6 次エネルギー基本計画」では、2030 年度に、原発で発電量の 20%～22%をまかなうとしている。現在の原発による発電量は全体の 6%程度であり、政府の「基本計画」では原発の再稼働が避けられないということは以前からわが党として言及してきたが、岸田政権が今年の 8 月の GX 会議で、ついに原発政策の方針を大転換し、再稼働だけでなく、歴代政権でも踏み込まなかった「新增設」や「運転延長」を進めようとしていることが示された。再生可能エネルギーをすすめる本県として、原発に頼ることを前提とした政府のエネルギー基本計画に反対すること。

要望 81

佐賀県の玄海原発は、この 4 年あまりで 8 件もの火災や建築作業員の事故などが起きている。また、2021 年度中に半径 50 キロ圏内で発生した地震の観測結果によれば、小規模なものを含め計 410 回発生している。(新聞より)九州電力は今後注視をしていくと見解をのべているが、大きな地震がいつ発生するかわからないという危険性をはらんでいる。また、新しい規制基準は他国と比べて世界一安全とは到底言えない。玄海原発で事故が起こった場合、現在の避難計画は避難時間、道路状況、避難困難者の対策も含め実効性のある避難計画になっておらず、安全が担保されない。

福岡県として玄海原発の稼働を中止し廃炉を求めること。

要望 82

九州電力は 2019 年の 10 月 13 日以来、太陽光発電を送配電網から切断する、出力抑制を繰り返している。このことは、2015 年に国がエネルギー基本法を改訂し、従来の自然エネルギー優先の方針を切り替えた事が原因である。自然エネルギーを推進して

いる本県として、九州電力と国に対し、再エネ優先接続、優先給電と広域連係への転換を強く求めること。

要望 83

メガソーラーや風力発電などの建設が、災害発生や環境破壊につながるものがないよう、住民の生命や財産、住環境を守る立場からの法の整備や規制強化（土砂災害特別警戒区域の林地開発等）を国に働きかけ、県独自の条例を制定すること。

（3）省エネルギーと再生可能エネルギー導入のための支援の強化を

要望 84

再生可能エネルギー普及のための支援は、大企業が独占する「大規模集中型」の発電よりも、地元の中小企業の仕事おこしと雇用の拡大につながる「小規模分散型」の発電を重視し、地域経済の好循環につなげること。具体的には、地域固有の資源を生かし、地域でもとりくみが可能な小水力発電やバイオマス発電などの開発・普及を支援し、第1次産業、第2次産業の分野で幅広い関連産業の力を引き出す事業の振興をはかること。

要望 85

中小企業にとって、脱炭素の取り組みは光熱費・燃料費削減などのコスト面だけでなく、新しい技術の開発や売り上げの拡大といった事業の成長につながる。中小企業や農林漁業を対象に、省エネおよび再エネ導入を支援するための制度を抜本的に拡充すること。

要望 86

九州・沖縄で福岡県だけが実施していない住宅用太陽光発電への助成制度をつくること。断熱・省エネルギー住宅へのリフォーム、太陽光発電用パネルの設置などへの助成を行うこと。

エアコンなど省エネ型家電の買い替えに助成を行うこと。

9、地方自治を守り、地域社会を支える

（1）企業・団体との癒着を断ち、県政のゆがみをたす

要望 87

①地対財特法が2002年に終了して20年が経過した中、市町村に残る「同和行政」を完

全に終結すること。差別解消に逆行する調査は行わないこと。

- ②差別を永久に固定化することにつながる「部落差別解消推進法」の廃止を求め、参議院の付帯決議3項目を遵守すること。また、「部落差別解消推進条例」を廃止すること。
- ③参院の付帯決議に反する隣保館利用者への差別体験調査は、今後いっさい行わないこと。今年行った調査の結果については隣保館ごとに公表すること。

要望 88

- ①労働委員の選出にあたっては、労働団体の組織人員に応じて配分すべきであり、連合が独占している現在の状況を見直すこと。
- ②県政の諸施策をすすめるにあたっては、労働組合、商工団体、女性団体など多くの団体から広く意見を聞くよう努めること。

(2) 暴力団を排除するとともに、県民の安心・安全を確保する

要望 89

- ①暴力団に対しては、集中的な対策が行われ、工藤会については、組織のトップに有罪判決が下され、本部事務所も撤去された。組織の構成員も減少していると報じられている。引き続き、暴力団排除に取り組み、市民生活の安全確保に努めること。暴力団構成員が組織から自立できるよう支援策を講じること。
- ②交通安全施設について、信号機設置や横断歩道の整備や修繕などの要望が数多く上がっている。必要な予算を抜本的に増やし、住民要望に応え、安全確保に努めること。

要望 90

在日韓国・朝鮮人や中国人を罵倒するヘイトスピーチとデモが、本県においては福岡市や北九州市などの繁華街で行われてきた。2022年は大きな動きがなかったものの飯塚市では、未だ行われており、今後も動向を注視していく必要がある。

アジアの玄関口である本県でもヘイトスピーチによる人権侵害を根絶するため、2016年に国が施行した「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の解消を図るよう進めること。ヘイトスピーチを行う特定団体に対し、県の所有する施設の貸し出しを制限するよう、ガイドラインを策定すること。ヘイトスピーチを規制するための条例を策定すること。

要望 91

本県の外国人労働者数は2021年度で53,948人にのぼっていることから、県が設置した福岡県外国人相談センターが外国人労働者の様々な相談に応じられるようにすること。妊娠、出産に関わる事件も起こっているなどことから、関係機関（労働基準監督署や法務局、県内市町村の相談窓口等）との連携を強め、実効性のある相談体制を構築すること。

10、ジェンダー平等の社会をめざすために

ジェンダー平等社会の実現に向け、男女の平等・同権をあらゆる分野で擁護・保障すると共に、女性の社会的、法的な地位を高めるため、以下の施策を推進すること。

要望 92

賃金の平等はジェンダー平等社会を築くうえでの土台中の土台であるが、男女別の非正規を含む平均給与は、男性では532万円、女性では293万円（2020年国税庁民間給与実態統計調査）であり、40年勤続で計算すると、生涯賃金では1億円近い格差になる。男女別平均賃金の是正計画の策定と公表を企業に義務付け、政府が監督・奨励する仕組みをつくるよう、女性活躍推進法の抜本改正を国に求めること。

要望 93

選択的夫婦別姓制度の導入を国に働きかけること。

要望 94

日本におけるLGBTQの対人口比は7.6%にのぼる。国連人権諸機関が日本政府に対して示す勧告を尊重し、性的指向の自由・性自認の尊重、身体に関する自己決定権の尊重などを含むLGBTQ平等法を制定し、社会のあらゆる場面で性的マイノリティーの権利保障と理解促進を国に求めること。同性婚等を認める民法の改正を国に求めること。

本県のパートナーシップ制度の活用を図るとともに、ファミリーシップ条例を本県においても制定すること。

要望 95 女性に対するあらゆる暴力を根絶すること

- ①増加している児童虐待、DV、性暴力などに対する相談体制を充実させるとともに、あらゆるハラスメントや人権侵害を許さない施策を県として推進すること。
- ②女性や子どもにとって、もっとも身近な性暴力が痴漢である。県内の痴漢被害の実態を調査し、相談窓口の充実、加害根絶のための啓発や加害者更生を推進すること。担当部局を設け、福岡県警や民間事業者とも連携しながら取り組むこと。

③DV 法やストーカー規制法などにもとづき、相談体制の充実、シェルター設置など被害者の自立支援体制を強化するとともに、民間支援団体への助成金の充実、若年層に対する DV 防止のための学習や加害者への更生指導など必要な支援を行うこと。

また、市町村や県警との連携を密にして、被害者の安全確保に努めるとともに迅速な対応を行うこと。

④「AV 出演被害防止・救済法」が今年の通常国会で成立した。契約の取り消しや解除を可能とし、事業者映像の回収を含めた原状回復義務、出演者による公表の差し止め請求、違反した業者への罰則も定められている。同時に、被害者支援団体などから、実際の性交を伴う契約を合法化するものではないかとの懸念が示された。実際の性交を伴う AV を正面から規制する法整備を進めるよう国に働きかけること。法律で新設された契約の規制や救済手段を広く周知・啓発するとともに、相談体制の整備を、支援・運動団体とも連携して進めること。AV 出演強要や JK ビジネス根絶に向け、必要な法整備を図るよう国に対して求めるとともに、県としても条例を制定し、被害を生まないように対応すること。

要望 96

本県として行政機関、管理職、審議会などへ、男女の平等な参加をすすめること。政策決定や意思決定の場で男女半々の実現を展望し、計画的に女性の採用、管理職への登用を行うこと。

以上